

d カードケータイ補償規約

d カードケータイ補償規約（以下「本規約」といいます）は、当社が d カードの会員に対し提供する「d カードケータイ補償」（以下「本特典」といいます）の内容および提供条件等の基本的事項を定めるものです。

第 1 条（定義）

本規約において使用する用語の定義は以下の各号に定めるとおりとします。なお、本規約に特段の定めが無い用語の定義は、d カード利用規約（会員規約）（以下「会員規約」といいます）、FOMA サービス契約約款および Xi サービス契約約款、5G サービス契約約款等に従うものとします。

（1）対象端末

会員が、ご利用携帯電話番号として当社へ届け出ている携帯電話番号にかかる携帯電話端末（当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく 5G home でんわ契約の通信を利用する機器を含み、また、当社が提供するワンナンバーサービスを利用するためのペア端末を除き、以下同じとします）であって、当社の顧客管理システムにより、当社指定のオンラインショップまたはドコモショップ等をはじめとする当社指定の販売店での購入の履歴が確認できるもの（なお、中古端末については、当社が別途提供する「docomo Certified（ドコモ認定リユース品）」に限りります）

※ドコモ端末・ドコモショップ等で販売している端末の全てが対象端末とは限りません。

対象端末は当社が別途認めるものに限られます。

（2）新端末

対象端末が第 2 条に定める事故に遭い、継続して使用できなくなったとき、会員が対象端末の代わりに、新たな対象端末として使用するために購入する携帯電話端末

（3）ドコモショップ等

当社が指定する故障修理受付が可能な販売店舗

（4）申請書等

本特典の利用の申請に必要な当社所定の書類

第 2 条（本特典の内容）

1. 本特典は、対象端末が紛失、盗難により会員の占有を離れたとき、または火災、水濡れその他偶然な事故により全損等の修理不能となったときで、かつ継続して使用できない状態になった場合において（以下これら対象端末が継続して使用できなくなった原因を総じて「事故」といいます）、会員が第 3 項第 3 号に定める補償条件に基づき新端末を購入した場合において、第 3 項第 2 号に定める補償を受けることができる特典です。補償にあたっては、当社所定の審査があります。

2.当社は、会員に対し、本規約およびこれに付随する『「dカードケータイ補償」ご利用のご案内』(以下「ご利用案内」といいます)その他当社が別途定める条件(以下総称して「本規約等」といいます)に基づき、本特典を提供します。会員は、本特典による補償を申請する場合、本規約等を承認のうえ申請するものとし、会員が本特典による補償を申請したときは、当社は、会員が本規約等を承認したものとみなします。

3.提供条件

(1) 補償期間

対象端末の購入日から起算して、dカード会員の場合は1年間、dカード GOLD U会員、dカード GOLD会員及びdカード PLATINUM会員の場合は3年間とします。

ただし、当該事故が、本特典の適用対象となった会員の直近の事故発生日から起算して1年以内に発生した事故である場合、補償の対象とはなりません。

※対象端末について当社が別途提供する「ケータイ補償 お届けサービス」、「ケータイ補償サービス」、「ケータイ補償サービス for iPhone&iPad」、「smart あんしん補償」または「dカードケータイ補償」(以下「ケータイ補償 お届けサービス等」といいます)を利用した場合でも、補償期間の起算日は変更とはならず、対象端末の購入日となります。

(2) 補償金額

1 事故につき、当社がご利用案内において別途定める金額を限度として、対象端末と同一機種・同一カラーの新端末のご購入代金を補償します。

※会員がケータイ補償 お届けサービス等を利用した場合、または会員が加入している補償の範囲が重複する保険から保険金が支払われる場合は、本特典による補償は受けられません。

※同一機種・同一カラーの携帯電話端末がない場合は当社指定の端末となります。

※個別信用購入あっせん契約または割賦販売契約を締結して新端末をご購入された場合は、dカードでお支払いいただくことのできる頭金の金額および事務手数料の金額が補償の対象となります。(月々の分割支払金は、補償の対象外です)。

(3) 補償条件

会員は以下の各号に定める条件を全て満たしている場合に本特典の提供を受けることができます。

[1] 本会員が、事故発生時から本特典による補償を受けるまでの間、dカード契約を締結していること。

[2] 対象端末に関する事故発生日が、本項第1号に定める補償期間内であること。

[3] 次に定める方法により、対象端末における事故発生の事実が確認できること。

・対象端末が紛失・盗難にあった場合

会員が、当社に対し紛失・盗難発生の事実を申告するとともに、対象端末で利用中のケータイIDサービスおよびご利用携帯電話番号にかかるFOMAサービス、Xiサービスまたは5G

サービスの利用中断申請を行っていること。

※会員が、対象端末でケータイ iD サービスを利用していない場合は、FOMA サービス、Xi サービスまたは 5G サービスの利用中断申請のみ確認させていただきます。

- ・対象端末が水濡れ・全損にあった場合

ドコモショップ等において、対象端末が修理不能な状態にあることをドコモショップ等のスタッフが確認していること。

※対象端末は、ドコモショップ等にて回収、または、会員ご自身で廃棄願います。

- ・紛失・盗難・火災時の場合

会員が、警察または消防署等公的機関へ事故の届出を行っていること。

[4] 会員が、本規約に基づく補償を受けたい旨をドコモショップ等または d カードセンターに明示したうえで、自らドコモショップ等または当社指定のオンラインショップにて新端末を購入し、かつその購入代金を会員名義の d カードを利用して支払っていること。

※なお、事故にあった対象端末で事故当時にご利用されていた携帯電話番号をご利用携帯電話番号として届け出していた d カードで、新端末の購入代金をお支払いいただいた場合のみ、本特典による補償を受けることができます。

[5] 会員が、事故当時に届け出ていたご利用携帯電話番号にかかる FOMA サービス、Xi サービスまたは 5G サービスの契約を解約することなく、新端末への変更を行っていること、かつ本特典申請時から本特典による補償を受けるまでの間、ご利用携帯電話番号を事故当時のものから変更していないこと。

[6] 申請書等を当社へ提出していること。

※Apple 製品をご利用の場合のお手続きはご利用案内でご確認ください。

[7] 事故発生日より 60 日以内に上記 [3] から [6] に定める手続きが完了していること。

[8] 上記 [3] から [6] に定める手続き完了日から過去 1 年以内に発生した別の事故により、本特典による補償を受けていないこと。

(4) 補償対象とならない損害等

[1] 会員もしくは法定代理人の故意・重過失または法令違反によって生じた事故による損害。

[2] 直接・間接問わず、戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（本規約においては、群衆もしくは多数の者の集団行動によって、全国もしくは一部の地区において著しく平穏が乱され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）によって生じた事故による損害。

[3] 放射線照射または放射能汚染による損害。

[4] 直接・間接問わず、地震・噴火・津波・洪水・台風・暴風雨・豪雨・高潮その他風水災によって生じた事故による損害。

[5] 補償金額を詐取する目的で偽装された事故による損害。

[6] 会員、その家族、同居人もしくは代理人など会員と同視すべき方の故意によって生じ

た事故による損害、または会員が貸与もしくは保管の依頼をした者の故意によって生じた事故による損害。

[7] 故障修理を行った場合の故障修理代金。

[8] 対象端末がドコモショップ等、または当社若しくは製造メーカーにより故障修理可能であると判断された場合における新端末の購入代金。

(5) 補償方法

当社は、本特典にかかる補償を、次の方法により行います。

・カード会員番号が「4980」、「5302」、または「5334」からはじまる d カード会員の場合毎月 16 日から翌月 15 日までを対象期間(以下「対象期間」といいます)とし、当社が会員に対する補償を決定した日(以下「補償決定日」といいます)を含む対象期間の終了日の翌月の会員の d カード利用代金等から補償相当額を減額することにより補償します。なお、減額対象となる d カード利用代金等が補償金額に満たない場合には、その差額を決済口座へ振り込みます。

・カード会員番号が「4363」、「5344」、または「5365」からはじまる d カード会員の場合補償決定日を含む対象期間の終了日の翌月の会員の d カード利用代金のうち、ショッピング利用代金から補償相当額を減額することにより補償します。

※上記の定めにかかわらず、補償決定日時点で会員が当社に支払うべきショッピング利用代金の支払いを遅滞している場合、または補償決定日時点でショッピングリボ、ショッピング分割払い、2回払い、もしくはボーナス払い等の利用により、会員が当社に支払うべき弁済期が到来していないショッピング利用代金がある場合には、当社は、当社が適当と認める順序により、これらのショッピング利用代金を減額対象として、補償相当額を減額し、補償することができるものとします。なお、これらのショッピング利用代金から補償相当額を減額してもなお、差額が出た場合には、その差額を決済口座へ振り込みます。

第3条（本特典の申請等）

1.会員が、本特典を受けるときは、当社所定の方法による利用申請が必要です。なお、会員が d カードの会員資格を失った場合は、当然に本特典の利用申請はできません。利用申請手続きの詳細は別途ご利用案内に定めるものとします。

2.当社は、会員が以下のいずれかに該当した場合は、前項に定める本特典の利用申請を受け付けず、または本特典による補償を行わない場合があります。

(1) 会員による利用申請が、第2条第3項第4号のいずれかに該当することが判明した場合

(2) 会員規約の定めるところにより、当社が会員の d カードサービスの利用を停止する措置を採った場合

(3) 会員規約の定めるところにより、当社による d カード契約の解約事由に該当した場合

第4条（権利譲渡の禁止）

会員は、本特典の提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第5条（本規約等の変更等）

- 当社は、法令で認められた範囲内で、当社が適当と判断する方法で、本特約を変更できるものとします。この場合には、会員規約における規約の変更に係る定めに従います。
- 当社は、当社が適当と判断する方法により事前に会員に周知または通知することにより、本特典を終了することができるものとします。

第6条（本規約に関する疑義等）

本規約等の解釈や本特典の提供について疑義が生じ、または本規約等に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理する事とし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第7条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で、本特典の提供または本規約等に関連して訴訟の必要が生じた場合には合意管轄裁判所については、会員規約の定めに従います。

2025年2月27日改版